

向日市森林整備計画

計画期間 自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 1 5 年 3 月 3 1 日

変更決定 令和 5 年 3 月 3 1 日

(ただし、この計画書の効力は、令和 5 年 4 月 1 日から生じることとする。)

京 都 府
向 日 市

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	・・・ 1
1	森林整備の現状と課題	・・・ 1
2	森林整備の基本方針	・・・ 1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	・・・ 2
II	森林の整備に関する事項	・・・ 3
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	・・・ 3
1	樹種別の立木の標準伐期齢	・・・ 3
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	・・・ 3
3	その他必要な事項	・・・ 4
第2	造林に関する事項	・・・ 4
1	人工造林に関する事項	・・・ 4
2	天然更新に関する事項	・・・ 5
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	・・・ 7
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	・・・ 7
5	その他必要な事項	・・・ 8
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	・・・ 8
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	・・・ 8
2	保育の種類別の標準的な方法	・・・ 8
3	その他必要な事項	・・・ 9
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	・・・ 9
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	・・・ 9
2	木材の生産機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	・・・ 11
3	その他必要な事項	・・・ 13
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	・・・ 13
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	・・・ 13
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	・・・ 13
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	・・・ 13
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	・・・ 13
5	その他必要な事項	・・・ 14

第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	・ ・ 1 4
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	・ ・ 1 4
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	・ ・ 1 4
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	・ ・ 1 4
4	その他必要な事項	・ ・ 1 4
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	・ ・ 1 4
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	・ ・ ・ 1 4
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	・ ・ 1 4
3	作業路網の整備に関する事項	・ ・ ・ 1 5
4	その他必要な事項	・ ・ ・ 1 5
第8	その他必要な事項	・ ・ 1 5
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	・ ・ 1 5
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	・ ・ 1 5
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	・ ・ 1 5
Ⅲ	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	・ ・ 1 5
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	・ ・ 1 5
2	その他必要な事項	・ ・ 1 5
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	・ ・ 1 5
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法等	・ ・ 1 5
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	・ ・ 1 6
3	林野火災の予防の方法	・ ・ 1 6
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	・ ・ 1 6
5	その他必要な事項	・ ・ 1 6
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	・ ・ 1 6
1	保健機能森林の区域	・ ・ 1 6
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	・ ・ 1 7
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	・ ・ 1 7
4	その他必要な事項	・ ・ 1 7
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	・ ・ 1 7
1	森林経営計画の作成に関する事項	・ ・ 1 7

2	生活環境の整備に関する事項	・ ・ 1 7
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	・ ・ 1 8
4	森林の総合利用の推進に関する事項	・ ・ 1 8
5	住民参加による森林の整備に関する事項	・ ・ 1 8
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	・ ・ 1 8
7	その他必要な事項	・ ・ 1 8

(付属資料)

- 1 市町村森林整備計画概要図
- 2 参考資料

向日市森林整備計画

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

向日市は京都府の東南部（山城地域）に位置し、標高 35～100mの向日丘陵が横たわり、その大半は竹林で多くのタケノコを産出している。

向日市の総面積 772ha のうち、森林面積は 92.19ha（内、竹林 78.19ha）で、森林率は 11.9%となっている。

森林は、雨水の急激な流出による洪水、土砂崩壊、土壌浸食の防止として役立つなど、災害時には大きな役割を果たしているだけでなく、身近な生物の生息や生育の場として動植物の保護を果たすと共に、都市住民のアウトドア志向を背景に散策やレクリエーションの場として快適な環境を提供している。

しかし、向日市は林業活動の停滞等により、放置状態の竹林や森林が増加し貴重な「緑資源」の質的低下が懸念されている。

この貴重な「緑資源」である向日丘陵は西国風致地区の指定を受け、また、トリムコースが設置され、更に、平成 12 年度には、自然・歴史資源を活用した「竹の径」が整備されるなど、向日市民のオアシスとなっている。

阪神、淡路大震災等を契機として、日常的な防災体制の大切さが高まっており、安心して安全な地域社会づくりを目指す上からも、向日丘陵の竹林や森林の整備が重要な課題である。

このため、丘陵内の遊歩道としての整備や、放置竹林対策、育林施業等の森林整備が望まれる。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林整備の現状と課題を踏まえ、淀川上流地域森林計画で定める森林の整備及び保全の目標を基本としつつ、森林の目指すべき姿を次のとおり定める。

ア 水源涵養機能

団粒構造がよく発達し、かつ、粗孔隙に富む土壌を有し、根系の発達が良好であり、複層林など樹冠のうっ閉度が高い成長の旺盛な森林であって、必要に応じて浸透を促進する治山施設等が整備されている森林

イ 保健・レクリエーション機能

多様な樹種からなり、かつ、林木が適度な間隔で配置されている森林、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林、多様な樹種、林層からなり、明暗、色調に変化を有する森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、地域の森林の内容並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に考慮し、森林に期待されている機能に応じて、育成単層林における保育及び間伐の積極的な推進を図る。また、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備を進め、天然林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害等被害の防止対策の推進等により、望ましい森林資源の姿に誘導するよう努める。

各区分における森林整備及び保全の推進方向については、次のとおりである。

ア 水源涵養機能

浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の生長が旺盛な森林に誘導するための森林整備を促進し、林床の安定化を考慮した適切な造林、保育、間伐を計画的に実施する。必要に応じて保安林の指定とその適切な管理を推進する。

また、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮した伐採、1箇所当たりの伐採面積の縮小等に配慮する。

また、地形、地質等の条件を考慮した上で、1箇所当たりの伐採面積の縮小等に配慮する。

イ 保健・レクリエーション機能

住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等の多様な森林整備を推進するとともに、保健機能森林の設定による森林保健施設及びこれと一体となった森林の適切な整備及び保全を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

適切な森林整備を推進していくために、林業普及指導員、森林所有者等と相互の連携をより一層密にし、講習会等を通じて技術指導、啓発普及に努める。

また、国、府の補助事業、市単独事業の積極的活用を図り、森林整備を推進するとともに長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

立木の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。）が、再び立木地となることをいう。）を伴う伐採であり、その方法は、以下の皆伐及び択伐とする。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種				
	ス ギ	ヒノキ	アカマツ	その他針葉樹	その他広葉樹
本市全域	40年	45年	40年	40年	15年

注）・標準伐期齢に達した時点での伐採を促すものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。）が、再び立木地となることをいう。以下同じ。）を伴う伐採であり、その方法は以下の皆伐又は択伐とする。

なお、伐採にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこと。

(1) 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、必要な保残帯を設け適確な更新を図ること。

(2) 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する

方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が 30%以下（造林が人工造林による場合にあっては 40%以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によること。

(3) 育成単層林・育成複層林別の標準的な方法

施業の区分	標準的な方法
ア育成単層林	皆伐施業を原則とし林地の保全に配慮して行う。
イ育成複層林	択伐施業を原則とし、択伐率は概ね 30%以下とする。

3 その他必要な事項

放置されている竹林については、健全な竹林を維持するために、適切な指導等を行う。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）	備 考
人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ、アカマツ	クヌギ及びコナラ類	

注) 植栽に係る樹種については、スギは斜面下部、ヒノキは斜面中～上部を基本として選定するものとする。また、上記以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員または、本市の産業振興課とも相談の上、適切な樹種を選択すること。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／h a）	備 考
スギ	疎仕立て	2, 0 0 0	
	中仕立て	3, 0 0 0	

	密仕立て	4,000	
ヒノキ	中仕立て	3,000	
	密仕立て	4,000	
アカマツ、 クヌギ及び コナラ類	疎仕立て	3,000	
	密仕立て	5,000	

注) 複層林化を図る場合の下層木について、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽すべきとする。

なお、活着率や初期成長のすぐれたコンテナ苗や成長のすぐれたエリートツリーなどを活用する場合などにおいては、低密度植栽(植栽本数1,500本/ha程度)を推進する。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所について、生木棚積地拵えを行い林地の保全に努めること。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	春植えを原則とする。

注) コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めること。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採に係るもの	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。
択伐による伐採に係るもの	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

注) できるだけ早期に更新を完了すること。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととし、京都府天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図ることとする。

(1) 天然更新の対象樹種

淀川上流地域森林計画で定める天然更新の対象樹種に関する指針に基づき天然

更新の対象樹種を次のとおり定める。

区 分	樹種名 (針葉樹)	樹種名 (広葉樹)
天然更新の対象樹種	アカマツ	クヌギ・コナラ
ぼう芽による更新が可能な樹種	—	クヌギ・コナラ

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数 (本/ha)
アカマツ・クヌギ・ナラ類	10,000 本/ha (天然更新により自然に生育する5年生の稚樹の平均本数)

候補地では、天然更新を完了すべき期間内に、更新予定木の稚樹が林生植生に比べ樹高が高く、また対象樹種が立木度3以上となった段階をもって、更新完了とする。

立木度とは、幼齢林（おおむね15年生未満の林分）における現在の林分の本数と、当該林分の林齢に相当する期待成立本数との対比を十分率で表したもので、以下のとおりとする。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数 (生育の林分本数)}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数 (=10,000 本)}} \times 10$$

なお、更新状況の確認は原則として標準地調査により行う。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行なうこと。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行なうこと。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽すること。
芽かき	天然更新の状況により天然稚樹が密生した場合、適当な本数に間引くこと。

ウ その他天然更新の方法

天然更新候補地では更新予定木の稚樹が林床植生に比べ樹高が高く、更新予定年に均等に配置されるなど生林の見込みが立った段階を更新完了とし京都府天然更新完了基準を用いて天然更新の状況を確認することとする。なお、確認後更新が完了していない場合には、確実な更新を図るよう森林所有者等を指導する。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

(ただし、択伐後の針葉樹の天然下種更新等、更新樹種が特定されており、施業体系等に基づく保育等の実施が確実な場合、2年を目安として期間を定める(淀川上流地域森林計画より))

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
市内一円の人工林に係る森林のうち、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準」に該当することが本市が確認できた区域を対象とする。	主伐後、必ず植栽を行なうこと。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林にかかる対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

対象樹種	生育し得る最大の立木の本数として想定される本数
アカマツ、クヌギ、ナラ類	10,000本/ha

注) 当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させること。

5 その他必要な事項

向日丘陵は、住民の憩いの場としての整備が要望されており、放置竹林や、未整備林の解消に努める。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)			標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目		
スギ	中仕立て	3,000	19~23	29~32	39~42	除伐後に樹冠が閉鎖し、林冠の相互間の競争が始まる頃から実施する。 不良木等に偏ることの無いよう本数率20~30%で実施する。	間伐を行う間隔 標準伐期齢未満、間隔10年、標準伐期齢以上間隔15年 ヒノキ、スギ
ヒノキ	密仕立て	4,000	21~25	31~35	41~45		
アカマツ	疎仕立て	3,000	23~26	—	—		

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数							標準的な方法	備考
		1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回		
下刈 除伐 枝打	スギ	1	2	3	4	5	6			
		8~12	19~23							
下刈 除伐 枝打	ヒノキ	1	2	3	4	5	6	7		
		8~12	21~25							
下刈 除伐	アカマツ	1	2	3	4	5	6			
		8~12								
下刈 除伐	クヌギ 及びナラ類	1	2	3	4	5	6			
		5~8								

注) 当該森林の植生状況、立木の生長度合い等を勘察し、適切に実施すること。

下刈りについては、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るため、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行うこととする。

なお、エリートツリーなどの成長の優れた苗木を活用する場合や低密度植栽を導入

した場所などにおいては、下刈り回数の削減や部分的な実施、実施期間の短縮により作業の省力化・効率化を図ることとします。

- 3 その他必要な事項
特になし。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法について、地域森林計画で定められた公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を踏まえ、保安林など法令に基づき森林施業の制限を受ける森林の所在、森林の立地条件、森林の機能の評価区分（「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け51林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価区分をいう。）森林の有する機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系等を勘案し、次の（1）及び（2）について定める。

（1）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林、地域の用水源として重要なため池など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ること。森林の区域については、別表2により定める。

（2）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の①～③までに掲げる森林を別表1により定める。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき

森林

飛砂防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等

イ 施業の方法

施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進するため、アの①～③の森林のうち、次の①～③に掲げる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、複層林施業を推進すべき森林として定める。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の2倍とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進するものとして定める。

それぞれの森林の区域については別表2により定める。

- ① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常

な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林等

- ② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③ 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として別表1により定める。

当該区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」とする（該当なし）。

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

「特に効率的な施業が可能な森林」の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

別表 1

区 分		森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		林班：1 (小班：り) 林班：2 (小班：ち) 林班：3 (小班：い)	16.59ha
土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	林班：3 (小班：い、と)	5.55ha
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		—	—
	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林	—	—

別表 2

区 分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐採の延長 ・標準伐期齢+10 皆伐 10ha 以下	林班：1 (小班：り) 林班：2 (小班：ち) 林班：3 (小班：い)	16.59ha
土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業 ・標準伐期齢×2 皆伐 10ha 以下	林班：3 (小班：い、と)	5.55 ha
	択伐以外の方法による複層林施業 ・伐採率 70% 以下 ・維持材積 5 割以上	—	—
	択伐による複層林施業 ・伐採率 30% 以下 ・維持材積 7 割以上	—	—

3 その他必要な事項

特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

該当なし

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

該当なし

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

該当なし

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者

から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については森林経営管理法に基づき京都府が公表した民間事業者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

ただし、本市の課題である放置竹林・荒廃竹林の整備状況を踏まえたうえで推進することとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

該当なし

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

該当なし

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

該当なし

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法等

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

本市におけるカシノナガキクイムシの被害は、平成20年1月にはり湖山で被害を確認して以来、駆除を行なってきたが、はり湖山だけでなく勝山公園、勝山緑地、

向日神社へと被害が拡大した。被害発生場所は市民の憩いの場でもあり、今後も関係機関と連携しカシノナガキクイムシの駆除を継続し、被害の予防、減少に努めるとともに、樹種転換を推進する。

(2) その他必要な事項

森林病虫害等による被害の発見については、行政による巡視等だけでなく、市民へ広く情報提供を呼びかけることで早期発見に努める。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

該当なし

3 林野火災の予防の方法

消防機関との連携を図り、火災予防のための啓発活動を強化する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の所在	伐採を促進すべき理由	備考
はり湖山 勝山公園 勝山緑地 向日神社	カシノナガキクイムシの被害を受けている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐倒駆除 ・ 積極的な樹種転換を推進する

また、病虫害のまん延のため、緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採の促進に関する指導等を行う。

(2) その他必要な事項

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について十分留意し、適切に計画すること。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定める。

区域名	林班	区域面積 (h a)
向日市全域	林班1、林班2、林班3	89.89

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

通称「西ノ岡林道（トリムコース）」は、特産の孟宗竹を利用した竹垣で修景を行い「竹の径」として整備されている。向日丘陵一帯の竹林等が、筍畑として維持されるよう、自然環境の保全に努める。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

人が豊かな情操を育むために、森林の効用は計り知れないものがある。子供の頃から森林に慣れ親しむことが大切である。林業に関する理解を深めるため、小中学校の体験学習として、竹林の管理作業を推進する。又、竹林所有者の高齢化により管理作業の不十分な竹林が増加しており、森林ボランティア活動の普及に努める。

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

森林ボランティア活動等の促進に向けた諸条件の整備が必要である。このため、地域の子供会の団体を対象に、タケノコ堀り等の竹林に親しむ機会を創出し、ボランティア活動等へ誘発する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

該当なし

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

本市の課題である放置竹林・荒廃竹林の整備状況を踏まえたうえで、森林経営管理制度に基づく事業を推進することとする。

7 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施すること。